

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年11月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000041号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000038号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成20年9月から平成25年11月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年9月の標準報酬月額については、28万円から30万円、同年10月から平成23年8月までの標準報酬月額については、24万円から30万円、同年9月から平成25年11月までの標準報酬月額については、24万円から28万円とする。

平成20年9月から平成25年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年9月から平成25年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成20年9月から平成21年8月まで及び平成23年9月から平成25年11月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年9月から平成21年8月までの標準報酬月額については、30万円から32万円、平成23年9月から平成25年11月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

平成20年9月から平成21年8月まで及び平成23年9月から平成25年11月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年9月1日から平成25年12月28日まで

ねんきん定期便の標準報酬月額と給与明細の金額が相違しているため、厚生年金保険記録の訂正をお願いします。

第3 判断の理由

- 1 平成20年9月から平成25年11月までについて、請求者が提出した給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者が提出した給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から平成20年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については、30万円、同年9月から平成25年11月までの標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

また、平成20年9月から平成25年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年9月から平成25年11月までの期間について、請求者の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月からは年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答及び陳述しているが、平成20年9月から平成25年11月までの期間について、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額で健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を届出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成20年9月から平成25年11月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 平成20年9月から平成21年8月までの期間及び平成23年9月から平成25年11月までの期間については、請求者が提出した給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成20年9月分は28万円、平成20年10月分から平成21年8月分までは24万円）及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（平成20年9月から平成23年8月までは30万円、同年9月から平成25年11月までは28万円）を上回っていることから、平成20年9月から平成21年8月までの標準報酬月額を32万円、平成23年9月から平成25年11月までの標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、平成20年9月から平成21年8月まで及び平成23年9月から平成25年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。